

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	41 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から53年3月まで

私は、国民年金に加入してから、夫婦二人分の国民年金保険料を信用組合の窓口で納付していた。

申立期間当時の生活状況に変化は無かったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人夫婦は共に、申立期間を除き、婚姻後の保険料に未納が無いことから、申立人の年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録によると、少なくとも申立期間前後の昭和50年4月から52年6月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の合計約7年間の夫婦の保険料については、現年度納付されていたことが確認できる上、申立期間は9か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料についても現年度納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から53年3月まで  
妻は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を信用組合の窓口で納付してくれていた。  
申立期間当時の生活状況に変化は無かったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しており、申立人夫婦は共に、申立期間を除き、婚姻後の保険料に未納は無いことから、申立人の妻の年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録によると、少なくとも申立期間前後の昭和50年4月から52年6月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の合計約7年間の夫婦の保険料については、現年度納付されていたことが確認できる上、申立期間は9か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料についても現年度納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B支店における平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 :  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 :  
住 所 :

} (別紙一覧表参照)

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

申立期間にA社B支店から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、同社B支店から賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっていることが分かった。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された「時給制の期間雇用社員賃金台帳（兼支給台帳）（臨時手当）」により、申立人は、<標準賞与額>（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 7 月 20 日）に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B支店における平成20年12月10日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別紙一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年12月10日

申立期間にA社B支店から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、同社B支店から賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっていることが分かった。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された「基準給与簿」により、申立人は、<標準賞与額>（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年7月20日）に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別紙一覧表 福岡厚生年金 事案4260～4300

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4260		女	昭和30年生		平成20年12月10日	6万1,000円
4261		女	昭和28年生		平成20年12月10日	5万9,000円
4262		男	昭和40年生		平成20年12月10日	14万1,000円
4263		男	昭和48年生		平成20年12月10日	14万円
4264		女	昭和41年生		平成20年12月10日	6万9,000円
4265		男	昭和52年生		平成20年12月10日	14万1,000円
4266		男	昭和56年生		平成20年12月10日	14万円
4267		男	昭和48年生		平成20年12月10日	12万8,000円
4268		男	昭和51年生		平成20年12月10日	11万円
4269		男	昭和47年生		平成20年12月10日	10万9,000円
4270		女	昭和43年生		平成20年12月10日	7万5,000円
4271		女	昭和38年生		平成20年12月10日	7万8,000円
4272		女	昭和30年生		平成20年12月10日	7万1,000円
4273		女	昭和58年生		平成20年12月10日	9万6,000円
4274		男	昭和38年生		平成20年12月10日	8万5,000円
4275		男	昭和20年生		平成20年12月10日	5万3,000円
4276		男	昭和24年生		平成20年12月10日	5万1,000円
4277		女	昭和62年生		平成20年12月10日	6万8,000円
4278		女	昭和30年生		平成20年12月10日	6万3,000円
4279		男	昭和25年生		平成20年12月10日	4万4,000円
4280		男	昭和39年生		平成20年12月10日	9万3,000円
4281		男	昭和61年生		平成20年12月10日	8万5,000円
4282		女	昭和37年生		平成20年12月10日	4万円
4283		男	昭和58年生		平成20年12月10日	8万4,000円
4284		男	昭和60年生		平成20年12月10日	8万3,000円
4285		男	昭和58年生		平成20年12月10日	4万9,000円
4286		女	昭和55年生		平成20年12月10日	4万6,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏 名	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
4287		男	昭和30年生		平成20年12月10日	4万6,000円
4288		男	昭和44年生		平成20年12月10日	4万6,000円
4289		男	昭和48年生		平成20年12月10日	13万6,000円
4290		女	昭和53年生		平成20年12月10日	13万6,000円
4291		女	昭和24年生		平成20年12月10日	18万5,000円
4292		女	昭和28年生		平成20年12月10日	19万8,000円
4293		女	昭和32年生		平成20年12月10日	19万8,000円
4294		女	昭和41年生		平成20年12月10日	17万9,000円
4295		女	昭和46年生		平成20年12月10日	16万3,000円
4296		男	昭和18年生		平成20年12月10日	19万6,000円
4297		女	昭和22年生		平成20年12月10日	20万4,000円
4298		男	昭和24年生		平成20年12月10日	20万4,000円
4299		男	昭和20年生		平成20年12月10日	19万2,000円
4300		男	昭和36年生		平成20年12月10日	18万8,000円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで

申立期間については、A 県 B 市（現在は、C 市）職員に国民年金の任意加入の手続を依頼し、国民年金保険料の納付についても同市職員に現金を渡して任せていたにもかかわらず、納付したことになっていないことに納得できないので、申立期間の国民年金の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録、B 市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳において、申立人が昭和 58 年 11 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人の夫が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失したものと推認され、申立期間については国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る B 市の国民年金に関する電子計算機の情報印字した、「03-06-13」の出力日付がある国民年金保険料の納付記録において、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、「今年\*月で 60 歳になるが、あと 4 年加入しないと 300 月（25 年）に達しない。」との老齢基礎年金の受給資格の取得に必要な期間、国民年金保険料の免除期間を追納した場合の追納額、その場合の年金額の試算等の手書きの記載があることを踏まえると、平成 3 年当時、同市職員は申立人に対して、申立期間については国民年金に未加入であることを前提に、国民年金の受給資格要件、年金額等について説明していたと考えられる。

さらに、D 社会保険事務所（当時）の平成 2 年 6 月 4 日の日付印が押された



申立人の国民年金被保険者記録においては、申立人が名前を挙げたB市職員の名前の記載が有り、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

加えて、前述の国民年金被保険者名簿において、申立人は、平成3年\*月\*日に60歳に到達したことにより国民年金の被保険者資格を喪失した後、同年12月27日に国民年金に任意加入し、8年11月まで国民年金保険料を納付するとともに、当時、国民年金保険料の免除期間であった昭和56年7月から58年10月までの期間、61年9月から62年3月までの期間及び63年4月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料を3年7月から5年3月にかけて追納していることが確認できる。

このほか、申立期間に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 63 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成 2 年 8 月頃又は同年 12 月頃に、A 郵便局か B 県 C 郡 D 町（現在は、E 市）の役場で納付したと記憶している。金額が大きかったので、ボーナスを利用して納付した。

それにもかかわらず、申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 8 月 30 日に D 町において払い出されていることが確認できる。当該払出時点において、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が納付したとする平成 2 年 8 月又は同年 12 月時点においても申立期間のうち大半の保険料は時効により納付できない上、申立人は、「国民年金保険料をまとめて納付したのは 1 度だけと記憶している。」と供述しているところ、申立人に係る D 町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、元年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が 3 年 2 月 26 日にまとめて過年度納付され、その直後の元年 4 月から 2 年 2 月までの国民年金保険料は申請免除とされていることが確認できるが、当該納付時点において、申立期間の国民年金保険料は、申立人が希望しても、時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から12年11月まで

私は、平成12年11月頃にA市B区役所において国民年金の加入手続を行った。その際、区職員から過去2年分の国民年金保険料を遡って納付することができること聞いたので、2年分の保険料約30万円を遡って納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年11月頃に2年分の国民年金保険料約30万円を遡って納付したと供述しており、郵便貯金総合通帳の12年10月19日の出金記録欄に100万円の引出しが記載されていることを、申立期間の保険料を納付したことの根拠としているが、この記載のみでは申立期間の保険料を含む出金であるものと判断することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成14年12月に付番されていることが確認できることから、申立人はこの頃、加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続以前である申立期間は、当時、国民年金の未加入期間であったため、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時に申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録及びC貯金事務センターが保管する申立人の国民年金領収済通知書によると、申立人は、申立期間の一部を含む平成12年11月から13年3月までの5か月分の保険料を、基礎年金番号が付番された後の15年1月20日に遡って納付していることが確認できるものの、12年11月分は既に時効により納付することができない保険料であったため、13年4月分に充当されていることが確認でき、この納付時点では、申立期間は時効により保

険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月までの期間、58 年 3 月から同年 9 月までの期間、60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 3 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

日本年金機構からの被保険者記録照会回答票によると、私が A 市等に住んでいた頃に厚生年金保険に加入していなかったそれぞれの期間の国民年金保険料が未納になっている。

しかし、保険料を納付していた記憶が有るので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成元年 6 月 21 日に国民年金の加入手続を行い、その際、申立人の国民年金被保険者資格の取得については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 63 年 12 月 21 日に遡って第 1 号被保険者資格を取得しており、それ以前の申立期間は、全て国民年金の未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳にも、初めて国民年金被保険者となった日は昭和 63 年 12 月 21 日と記載されている上、申立人は当該年金手帳以外の年金手帳を交付された記憶が無いと説明しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを踏まえ、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 6 月まで

私は、昭和 60 年 6 月に役場を退職した後、すぐに国民年金の加入手続きを行い、その際、5 年間遡って国民年金保険料を納付できると聞き、納付書を 3 枚渡され、その納付書で申立期間の保険料を遡って全て納付した。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 10 月に A 町で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃、国民年金の加入手続きを行ったものと推認される上、当該時点において、60 年 7 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得しているため、それ以前の申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、前述の国民年金被保険者の資格を取得した昭和 60 年 7 月以降の保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、加入手続きを行った際に、当該加入手続き時点から、制度上、遡って納付することが可能な同年 7 月以降の保険料を納付したものと推察されるものの、前述のとおり、申立期間は未加入期間であり、仮に、当該期間が未加入期間ではなかったとしても、当該加入手続き時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月から 60 年 6 月までの期間は、申立人は共済組合被保険者であったことから、国民年金被保険者になることができない期間であり、申立人に対して、申立期間当時、別の記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 福岡厚生年金 事案 4301

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から55年3月頃まで  
昭和45年にA社を退職し、公共職業訓練を受講した後、B担当としてC市D区のE社に7年から8年間勤務した。  
当時、給与明細書の厚生年金保険の欄に金額が記入してあったと記憶しており、他の社員からも厚生年金保険料が控除されているということを聞いた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするE社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらず、当該事業所の所在地を管轄する法務局の商業法人登記の記録も見当たらない上、申立人(申立人の妻)は、事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和47年4月1日から48年2月28日までの期間は、F社において、同年5月1日から49年7月31日までの期間及び51年4月1日から同年9月30日までの期間は、G社において雇用保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立事業所の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

一方、当該期間のうち、昭和48年5月1日から49年6月30日までの期間及び51年4月1日から同年9月30日までの期間は、G社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間である上、F社及びG社に係る各健康保険厚生年金保

険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、F社の申立期間当時の事業主及び複数の同僚に確認したところ、いずれも申立人を記憶していない上、事業主は、「当時の労働者名簿や賃金台帳等の資料は残っておらず、厚生年金保険の加入については、正規の社員でも1か月から2か月間は加入させていなかったと思うし、アルバイトなど加入させていない者もいた。」と回答しており、同僚の一人は、「私は見習い期間であった数か月間について厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述していることから判断すると、当時、当該事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らず、加入させたとしても必ずしも入社と同時に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、G社については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「時期は定かではないが、申立人は、私より先に入社していた。G社ではH氏、I氏、申立人と私の4人でJ社の下請けとして仕事をしていた。場所はC市D区KにあったJ社の工場内だった。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できるが、G社の事業主は死亡しており、当該同僚も厚生年金保険の取扱いについて記憶していないことから、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、前述のJ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 4302 (事案 1584 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月 30 日から 26 年 2 月 1 日まで

昭和 21 年にA社 (B社を経て、現在は、C社) に入社し、定年退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。申立期間については、同社D出張所に勤務していたため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたところ、訂正が認められなかった。

申立期間に退職した記憶は全く無く、前回提出した証拠書類 (昭和 25 年 10 月 1 日付けの俸給に関する辞令、A社D出張所の名称及び所在地が印刷された封筒並びに申立期間中の居所が確認できる生命保険契約申込書) と併せて、今回、B社から授与された勤続 25 年を表彰する記念品を勤務が継続している証拠として提出し、再度申し立てることとした。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、A社D出張所において勤務していたことは認められるものの、i) C社では、申立人の厚生年金保険料の控除に関する資料は確認できないこと、ii) A社D出張所に勤務していたとされる複数の者について、勤務期間のうち全て、又は一部の期間に係る被保険者期間が確認できないことから判断すると、同社D出張所に勤務していた者については、勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえること、iii) 適用事業所名簿において、A社D出張所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないこと、iv) A社E工場及び同社F工場に係

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、B社から申立人に授与された勤続 25 年を表彰する記念品を提出し、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことを主張しているが、申立人が同社に継続して勤務していたことは、前回の申立てにおいて既に認めている。

なお、今回の再申立てを受け、再度資料の収集を行ったが、A社本社及び同社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から、自身も同社D出張所に勤務しており、申立人及び同社D出張所長を記憶しているとの供述が得られたものの、当該同僚の同社D出張所における被保険者記録は確認できない。

また、昭和 24 年 10 月 1 日から同社D出張所長として勤務している者及び前述の同僚を含めた複数の同僚は、27 年 7 月 1 日にA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社本社及び同社G支店を含め、D県の近隣の地方においてA社という名称を使用している厚生年金保険の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は原票を調査したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないなど、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる新たな資料や事情は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月2日から8年1月8日まで  
② 平成11年1月5日から12年8月1日まで

A社の社長から、「毎月の給与手取額は30万円以上を保証するので、うちに来てくれないか。」と相談されたので入社した。実際に社会保険料控除後の給与手取額として30万円以上支給されていたので、総支給額は35万円程度だったと記憶している。しかし、年金事務所の標準報酬月額の記録は、実態よりも低い記録となっている。確定申告書の控えを添付するので、実際の給与支給額に見合った記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成5年1月から同年12月までの期間、7年1月から同年12月までの期間及び申立期間②については、申立人が提出した5年、7年、11年及び12年の所得税の確定申告書並びに12年の給与所得の源泉徴収票（以下「確定申告書等」という。）により、オンライン記録の標準報酬月額を超える金額の給与が支給されていたことが推認できることから、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、前述の確定申告書等に記載されている社会保険料控除額は、

両申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合算額とほぼ等しくなることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成2年4月から4年12月までの期間及び6年1月から同年12月までの期間の給与支給額等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月まで  
年金事務所に船員保険の被保険者記録を照会したところ、昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月までの期間において乗り組んだA氏所有のB船（32 トン）に係る船員保険の被保険者記録が無いとの回答であったので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた事業主の息子の供述及び申立人の乗船時の業務内容の記憶から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がAが所有するB船に乗り組み、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務状況及び船員保険の加入状況について供述を得ることができない。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる3人の同僚は、申立人のことを記憶していない上、うち2人の同僚は、「私は、船員保険に加入していて、船員手帳も交付された記憶がある。」と供述している一方、申立人は船員手帳を保有したことは無い旨供述している。

さらに、当時の事業主の息子は、「私は、昭和 44 年 3 月からB船に船員として乗り組んでいたが、船員保険は保険料が高額であることから加入させてもらえなかった。」と供述しているところ、オンライン記録及び申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、当該事業主の息子に係る船員保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、全ての乗船員について必ずしも船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、被保険者証記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月から29年1月31日まで

私は、昭和28年9月から30年3月までA社B事業所（現在は、C社B事業所）で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所にD担当として入社した経緯や同僚の氏名及び住所について具体的な供述をしていること、申立人が名前を挙げた複数の同僚については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から被保険者記録が確認できること、及び申立人が同じ時期に入社したとして名前を挙げ、同被保険者名簿から被保険者記録が確認できる一人は、「私は、昭和28年7月30日に入社した。申立人が入社した時期を覚えていないが、申立人を知っている。申立人と私は、入社時はD担当であった。」と供述していることから判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が、少なくとも昭和29年1月31日以前から申立事業所にD担当として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同じ時期に入社したとして名前を挙げた上記同僚は、「当時、D担当として入社した者は、しばらくしてE担当となり、その後正社員となった。私の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和29年1月31日であり、D担当の期間中（6か月間）は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、申立人が同僚として名前を挙げる他の一人も、「私は、昭和25年3月に入社したが、試用期間が6か月間あったと記憶している。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿から、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和25年9月1日であることが確認でき

る。

また、C社本社は、「資料は無いが、当時は当社各工場においてそれぞれ試用期間が設けられており、その期間は、社会保険に加入させていなかったようである。」と回答していることから判断すると、申立事業所では、従業員について、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人に係る被保険者資格の取得日は、昭和 29 年 1 月 31 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日からの期間については、標準報酬月額が 32 万円及び 30 万円の標準報酬月額決定通知書を所持しており、年金事務所が記録する標準報酬月額は、実際の標準報酬月額と相違している可能性があるため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立人が所持するA社における申立期間に係る給与支給明細書、及び同社が提出した申立人に係る平成 15 年から 18 年までの賃金台帳により、申立人の申立期間における給与の総支給額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることは確認できるものの、前述の給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが併せて確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立人は、平成 14 年 10 月 1 日の定時決定について、標準報酬月額 32 万円及び 30 万円の標準報酬月額決定通知書を提出しているところ、A 社は、「社会保険事務所（当時）には、申立人に係る標準報酬月額は 30 万円で届出しており、申立人の給与からも標準報酬月額 30 万円に見合う厚生年金保険料を控除していたが、当社が業務委託していた事業所により標準報酬月額決定通知書に誤って 32 万円と記載されてしまったこと、及び正しい標準報酬月額 30 万円が記載された標準報酬月額決定通知書を送り直していることが、当時、業務委託先事業所から提供された資料等で確認できる。」と回答している。

さらに、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

加えて、A 社が加入する B 健康保険組合が提出した申立人に係る個人台帳によると、申立期間に係る健康保険の標準報酬月額は 30 万円であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。